平成２８年（フ）第５２号
福岡県大川市大字新田996番地８
債務者　古賀　和仁
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　一明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第５９３号
北九州市小倉南区朽網西４丁目22番３―207号
債務者　野村真一郎
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３２７７号
大阪市港区築港３丁目４番35―1007号
債務者　武元　善宏
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５０号
山形県天童市南町３丁目18番１―124号　県営天童南部アパート１号
債務者　村川畝尉子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５２９号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番25―301号
債務者　高井　　修
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５３４号
北九州市八幡西区友田３丁目１番２―404号
債務者　松尾　　昭
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５８８号
北九州市小倉南区城野４丁目３番８―501号
債務者　岡村　羊子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０６号
北九州市小倉北区足原２丁目１番20号（ヒールコート足原103）
債務者　鷲頭　悠弥
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２３７号
函館市亀田港町38番13―106号
債務者　金場　　明（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２４１号
函館市陣川町86番地111
債務者　峯　　龍子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７８号
山口県下松市旗岡３丁目７番１―107号
債務者　末永　隆司
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２４０号
愛知県高浜市向山町１丁目９番地37
債務者　角谷　　允
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５１７号
大阪府東大阪市神田町20番５号、前住所大阪府東大阪市吉田２丁目４番32号
債務者　浅田　洋子（旧姓辰田）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６０５号
大阪市鶴見区鶴見５丁目５番５―501号
債務者　吉村　佳恵
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７５４号
大阪府門真市石原町43番23―302号
債務者　久冨　雄太
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７６３号
大阪市都島区内代町１丁目２番23号　清水ビル　405号
債務者　山田　　将
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７６９号
大阪市西淀川区野里１丁目32番17号　グランディーＮ１　701号室
債務者　堤　　紀博
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１４６号
大阪市平野区長吉出戸２丁目６番24―208号
債務者　萬壽　市子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部